

技術相談事業 実施要綱

(事業の目的)

第1条 当事業は、学識経験者等の専門家（以下「専門家」という。）が、県または市・町の依頼に基づき、土木および建築（以下「建設」という。）技術に関する指導や助言を行うことにより、県または市・町が施工する建設事業の円滑かつ適正な工事執行を支援することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 建設工事の施工に伴う調査、設計に際して、工法の選定、構造物の選定または施工計画等について、県または市・町職員（以下「職員」という。）に技術的指導や助言を行う。

建設工事の施工に際して、職員が工事監督を行うのに必要な技術的事項について、相談または現地調査を行うことにより、職員に技術的指導や助言を行う。

(事業実施の責任)

第3条 当事業による助言、指導は、職員に対して行うものであり、これら技術的指導や助言に基づく決定は、県または市・町の責任において行う。

(実施方法等)

第4条 福井県建設技術公社理事長（以下「理事長」という。）は、県または市・町からの依頼により、専門家に指導や助言または派遣を要請する。

(派遣申請等)

第5条 専門家への相談または派遣を受けようとする県または市・町は、事業名（工事名）および事業概要等の内容を記載した申請書（第1号様式）を理事長に提出するものとする。
理事長は、前項の派遣申請書を受領したときは、申請内容を検討のうえ決定し、県または市・町に決定通知（第2号様式）を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 当事業に要する経費については、福井県建設技術公社が負担する。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
この要領は、平成21年4月1日から実施する。
この要領は、平成24年4月1日から実施する。

第 年 月 号
日

公益財団法人 福井県建設技術公社
理事長 あて

〇〇土木事務所長名
〇〇市・町長名

印

技術相談事業申請書

この度、当土木事務所では、〇〇〇〇〇〇〇事業（工事）を実施することになり、技術相談事業を活用したいと考えています。

については、技術相談事業実施要領第5の規定に基づき専門家への相談を申請します。

記

- 1 工事名
- 2 工事概要
- 3 工事施場所
- 4 工事期間
- 5 相談内容

第 年 月 日 号

〇〇 土木事務所長 様
〇〇市・町長 様

公益財団法人 福井県建設技術公社
理事長

技術相談事業決定通知書

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇〇〇号で申請のありましたこのことについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、相談にあたっての詳細については、別途協議させていただきます。

記

- 1 工事名
- 2 建設技術アドバイザーの職・氏名
- 3 相談日時